

令和5年度実地指導結果 サービス種別：重度訪問介護

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する 是正状況	備考
特定非営利活動法人土佐の太平洋高気圧	安芸市	ヒューマンケア・安芸	R4.9.27	1 虐待の防止等のための研修を実施する等の措置を講じていないことが認められた。 2 サービスの提供の記録に際して支給決定障害者等から指定重度訪問介護を提供したことについて確認を受けていない事例が認められた。 3 法定代理受領により支給を受けた介護給付費の額を支給決定障害者等に通知していないことが認められた。 4 運営規程に実態と相違する事項（営業日、通常の事業の実施地域）が認められた。 5 勤務表に従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、サービス提供責任者である旨を明確に記載していないことが認められた。 6 職場におけるハラスメントの防止について、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発していないことが認められた。 7 身体拘束等の適正化のための指針を整備していないことが認められた。	廃止済	
株式会社ニチイ学館	南国市	ニチイケアセンター南国	R5.9.28	なし		
合同会社晴レルヤ	土佐市	晴レルヤ	R5.6.27	1 運営規程を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。 2 サービスの提供の記録について、利用者の確認を得ていない事例が認められた。 3 勤務表を作成していないことが認められた。 4 職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置について、次が認められた。 (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針が不十分 (2) 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制がない 5 身体拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じていないことが認められた。 6 虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じていないことが認められた。	改善中	
特定非営利活動法人宇佐在宅介護センター	土佐市	特定非営利活動法人宇佐在宅介護センター	R5.8.1	1 身体拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じていないことが認められた。 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していないことが認められた。	改善済	
株式会社一期一会	土佐市	訪問介護サービスステーションすずめ	R6.1.18	1 身体拘束等の適正化を図るために必要な、身体拘束適正化検討委員会を運営していないことが認められた。 2 虐待の発生又はその再発を防止するために必要な、虐待防止委員会を運営していないことが認められた。	改善済	
公益財団法人中芸介護公社	安芸郡奈半利町	ヘルパーステーションてのひら	R5.8.17	1 身体拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じていないことが認められた。 2 虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じていないことが認められた。	改善済	
社会福祉法人大豊町社会福祉協議会	長岡郡大豊町	社会福祉法人大豊町社会福祉協議会ホームヘルプサービス	R5.7.4	1 運営規程に実態と相違する事項（営業日）が認められた。	改善済	
社会福祉法人伊野福祉会	吾川郡いの町	ヘルパーステーションいの	R5.6.15	なし		
株式会社道	吾川郡いの町	訪問介護事業所あずみ	R5.8.4 R5.10.6	1 運営規程を変更しているにもかかわらず届け出ていないことが認められた。	改善済	
株式会社リパフル	吾川郡いの町	ヘルパーステーションささえ	R5.12.5	1 サービス提供責任者を変更しているにもかかわらず、届け出ていないことが認められた。 2 勤務表について、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨を記載していないことが認められた。 3 身体拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じていないことが認められた。 4 重度訪問介護サービス費の算定について、省令第171号第43条第1項において準用する第35条の2第3項に規定する基準を満たしていないにもかかわらず、身体拘束廃止未実施減算として定められた単位数を所定単位数から減算していないことが認められた。	改善済	
株式会社ケアセンターさかわ	高岡郡佐川町	株式会社ケアセンターさかわ	R4.10.13	1 身体拘束等の適正化のための指針を整備していないことが認められた。	改善済	
四国部品株式会社	高岡郡梶原町	介護サービスなごみ梶原事業所	R5.11.2	なし		